

## 村山市建設工事検査要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、村山市建設工事執行規則に基づき村山市の発注する建設請負工事（以下「工事」という。）に係る検査について必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱の対象となるのは、当初設計金額が130万円を超える工事とする。

### (検査の種類等)

第3条 検査の種類は、完成検査、出来形検査及び中間検査とする。

(1) 完成検査は、次の場合に行うものとする。

ア 工事が完成したとき。

イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完成したとき。

(2) 出来形検査は、次の場合に工事の既成部分について行うものとする。

ア 部分払もしくは部分使用をしようとするとき。

イ 損害金を徴収して契約期間を延長しようとするとき。

ウ 工事の施工を中止しようとするとき。

エ 契約を解除しようとするとき。

(3) 中間検査は、工事完成後において、出来形の確認が困難な場合又は適正な技術的施工を確保するために行うものとする。

### (検査員)

第4条 検査は、市長が任命する職員（以下「検査員」という。）をもって行うものとする。

2 検査員は検査命令書により命ずるものとする。

### (検査の立会)

第5条 検査は、監督職員及び当該工事の現場代理人または主任技術者の立会のもとに行うものとする。

2 前項の規定による者のほか、委託工事に当っては、委託者又は委託者が指定する者を検査に立ち合わせることができる。

### (検査実施の原則)

第6条 検査は、現地において工事の出来形を対象とし、設計図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違並びに品質及び性能その他必要な事項について確認するものとする。

2 検査に際して、地下または水中等にあって外部から検査を行い難い部分については、当該工事の請負者の説明、工事記録、写真等により確認するものとする。

3 前項の検査にあたり必要があるときは、工事の施工部分を破壊、分解及び試験をして検査を行うことができるものとする。

4 その他検査を行うにあたって必要な検査基準については、別に定めるところによる。

5 検査員は、検査の記録を整備しておかなければならない。

(検査の報告)

第7条 検査員は、工事の完了検査を行ったときは、建設工事完成検査復命書（別記様式1）を作成し、市長へ速やかに報告するものとする。この場合において、検査の結果その給付に不完全な部分があると認めるときは、建設工事完成検査復命書に添えて補修を報告するものとする。

2 検査員は、出来形検査を行ったときは、建設工事出来形検査復命書を作成し、市長へ速やかに報告するものとする。

3 検査員は、中間検査を行ったときは、工事検査記録を作成し、担当課長等へ速やかに報告するものとする。

(検査の中止)

第8条 検査員は、検査を行う際、請負者、現場代理人または主任技術者が次のいずれかに該当するときは、検査を中止する事ができるものとする。

(1) 検査の立会を拒んだとき

(2) 検査員の職務の執行を妨げたときまたはその指示に従わなかったとき

(工事の手直し等)

第9条 検査員は、工事の検査の結果その出来形が契約書、設計図書、その他関係書類と相違し、又は不完全を認められるときは、手直し通知書により請負者に手直しを命ずるものとする。

2 検査員は、手直しに要する部分の内容が軽易であると認められた場合は、前項の取扱いによらず、検査の際に口頭で指示することができる。

(手直し等の確認)

第10条 検査員は手直し工事が完了したときは、当該手直し工事について検査を行うものとする。ただし、手直しの内容が簡易な場合には、手直し記録、手直し工事写真等でその内容を確認することができる。

(工事の検査復命書)

第11条 検査が完了したときは、その成績について工事成績評定し、その結果を市長に復命する。

(検査結果の通知等)

第12条 当該工事の請負者に対して、評定の結果を完成通知書（別記様式2）に評点及び検査結果を記入し速やかに交付するものとする。

2 市長は、検査員から評定表等の提出があつたときは、当該工事の請負者に対して、工事成績評定通知書（別記様式3）により速やかに通知するものとする。

(説明請求及び回答)

第13条 前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により市長に対して評定の内容について説明を求められるものとする。

2 市長は、前項による説明を求められた場合は、速やかに、工事成績評定に係る説明書（回答）（別記様式4）により回答するものとする。

(評定結果等の公開)

第14条 第12条の通知内容、第13条の申立者の提出した書面及び回答を行った書面については、公開するものとする。

附則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。